

第504回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和5年8月1日（火）午後1時23分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山根 惇

使用者代表委員 小西克美、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、大橋賃金
室長補佐、三浦労働基準監督官、

2. 審議事項

- (1) 令和5年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告）
- (2) 奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について
- (3) 関係労使の意見聴取について
- (4) その他

3. 主要経過・審議結果

【大橋室長補佐】

定刻よりも若干時間は早いですが、皆様おそろいになりましたので、第504回奈良地方最低賃金審議会を始めます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、所要により柴田委員、当麻委員、西田委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による「定足数」を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【伊東会長】

本日は、ご多忙な中、また連日の猛暑の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。ただ今から第504回奈良地方最低賃金審議会を開始いたします。まず、本日の審議会は、「公開」で行うこととなっております。また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝え申し上げます。

次に、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。私のほかに労働者側からは水谷（みずたに）委員、よろしくお願いいたします。使用者側からは、小西（こにし）委員、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、さっそくですが議事を進行いたします。

議題（1）「令和5年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告）」
について、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

ご説明させていただく前に、中央最低賃金審議会会長代理からのビデオメッセージがございますので、そちらを放映させていただきますのでご覧いただきたいと思います。

「令和5年7月28日令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ」

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の日安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところあります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

【箸方室長】

それでは、ご説明させていただきます。

6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長あて地域別最低賃金の改正の「目安」を諮問していたところ、7月28日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣あてに「答申」がございました。

その答申内容は、お手元の1頁資料ナンバー1ですが「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。

私からこれを読み上げさせていただきます。

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し、意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金の引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小規模・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり助成金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。
- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保

できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙は省略させていただきましたが、「答申文」の内容は、以上でございます。

【伊東会長】

それでは、ただ今の中央最低賃金審議会での答申に関し、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

次に、

議題（２）「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員の任命について」

の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会の委員は、関係労使から推薦を受け、その候補者のうちから任命するということになっており、その推薦のため、7月4日から7月18日までの期間、公示されたと思いますが、その結果について事務局から報告してください。

【箸方室長】

奈良県最低賃金専門部会の委員につきまして、関係労使からご推薦を受けた候補者のうちから、令和5年7月19日付けをもちまして、委員に任命いたしましたので、ご報告いたします。

任命した委員は、お手元の26頁資料ナンバー2でございますが「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿」をご覧ください。

公益委員	伊東 眞一（いとう しんいち）	委員
	下山 朗（しもやま あきら）	委員
	坪田 園子（つぼた そのこ）	委員
労働者代表	河本 章吾（かわもと しょうご）	委員
	松田 拓実（まつだ たくみ）	委員
	山根 惇（やまね あつし）	委員
使用者代表	上村 賢司（うえむら けんじ）	委員
	当麻 和重（とうま かずしげ）	委員
	西田 雅彦（にしだ まさひこ）	委員

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、第1回奈良県最低賃金専門部会の開催に関して、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは説明いたします。「第1回奈良県最低賃金専門部会」については、既に7月24日月曜日に開催しております。

審議内容は、「部会長及び部会長代理の選出」、「専門部会の進め方」、「審議日程」で、この後、開催が予定されている第2回目から金額審議に入ることとなっています。

【伊東会長】

ありがとうございます。それでは、奈良県最低賃金専門部会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

【伊東会長】

それでは、議事を進めます。

次に

議題（3）「関係労使の意見聴取について」

を審議しますので、事務局から説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、ご説明します。

お手元の27頁資料ナンバー3「関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋」をお付けしております。時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

これらの条文に基づき、7月4日から7月25日までの期間、関係労使からの意見を求めておりましたところ、3つの労使団体から意見書の提出がございました。意見書の提出がありました順にご紹介します。

7月12日付けで、日本労働組合総連合会奈良県連合会の西田会長様から、28頁資料4「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」のご提出があり、また、7月25日付けで、一般社団法人奈良経済産業協会の平越会長様から、30頁資料ナンバー5「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」のご提出があり、さらに、7月25日付けで、奈良県労働組合連合会の松本議長様から、34頁資料ナンバー6「最低賃金の大幅引上げを求める意見書」がそれぞれ提出されましたことをご報告いたします。以上でございます。

【伊東会長】

ただ今事務局から説明がありましたように

- ・ 日本労働組合総連合会奈良県連合会
- ・ 一般社団法人奈良経済産業協会
- ・ 奈良県労働組合連合会

の労使団体から意見書が提出されておりますので、この審議会の場におきまして、各団体から意見をお聴きしたいと思います。

お聴きする順番は、例年のとおり意見書を提出された順でお願いいたしたいと思います。会場中央の座席まで移動の上で、ご発言をお願いいたします。

それでは、最初に「日本労働組合総連合会奈良県連合会」様からお願い申し上げます。

【松田委員】

着座にて報告させていただきます。

労働者側を代表いたしまして連合奈良の松田より報告申し上げます。

資料ナンバー4にありますとおり、7月12日付で連合奈良の会長・西田より意見書を提出させていただいております。こちらの意見書につきましては、日本における労働に関する現状や課題、昨年度の審議結果を踏まえた課題等について記載をさせていただいております。また、次のページには、これらを踏まえました5点の意見・要望を記載させていただいております。この内容について、私よりさらに詳しく述べさせていただくために、パワーポイントの資料を別で配布させていただいております。お手元にあるかと思っておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

まず、配布させていただいた資料の1頁目です。ここに記載した3点のポイントについて説明させていただきます。意見を申し上げさせていただきたいと思っております。1点目は情勢認識、2点目は奈良県の状況、3点目は地域別最低賃金の3要素について意見を申し上げます。

めくっていただきまして、2頁になります。こちらは海外情勢を記載しております。こちらは海外情勢に記載しております。

日本の最低賃金の伸びがOECDの平均の3分の1未満であるという記事の内容となっております。OECDが最低賃金制度の30か国のデータを集計した結果、日本の伸び率は名目で6.5%、実質で0.7%増であったことに比べまして、アメリカを除く29か国の平均では名目2.9%、実質2.3%増でありまして、日本はいずれも平均の3分の1に届いていないという結果が出ております。

また最低賃金金額としましてもアメリカではカリフォルニア州で2000円を超えるような水準でありまして、イギリス、フランス、ドイツにおきましても1600円から1700円台の水準となっております。一番近い韓国におきましても来年の最低賃金を前年比の

2. 5%増の時給1080円とすることを決めておりまして、日本は先進国との大きな差があるうえ、新興国とも差が縮まってきているという点がここに記載しております。

続きまして3頁に国内情勢について記載しております。先ほど話にもありましたが、最低賃金の政府方針の部分で、少し記載しております。昨年過去最高の引き上げ額となったが、本年に関しては全国加重平均1000円を達成することを含め公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論をいただくこととなっております。また中小・小規模事企業の賃上げに向けた環境整備というところで、こちらに関しては成長と賃金上昇の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上の支援が不可欠であり、こうした取組みを通じて地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする適切な賃上げ原資の確保を含め、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させる必要があるというふうにしておりまして、政府としても賃上げ、価格転嫁の環境整備に向けたものを力強く行っていくということをここに記載があります。

そういった状況の中、本年も一番注目されておりますが物価上昇のところが一番下段に書かせております。こちらは令和4年10月から令和5年6月までの全国とランク別の消費者物価指数の持ち家帰属家賃を除く総合を記載しております。全国では平均4.3%と昨年の3.3%を大きく上回っていると先ほどもあったとおりであります。また、低所得者への影響が大きい必需品の支出項目である基礎的支出が5月時点でプラス3.7%と高い水準になっている部分も十分認識していく必要があると考えております。また、物価高への経済対策というものが電気・ガス代などで適用されておりまして、こちらの引き下げが総務省の試算で1%あたりの引き下げ効果があるというなか、こちらの政策は9月末まで、ということでもありまして、最低賃金が適用される10月の消費者物価指数に大きな影響があることが想定されております。

続きまして4頁に春季生活闘争の内容を載せております。2023年度の中小企業の賃上げについて、賃上げを実施予定と回答した企業の割合が58.2%と昨年より12.4ポイント増加した内容となっております。理由としては一番に社員のモチベーションの向上、2番に人材確保・採用、3番に物価高騰への対応、という理由が並んでおります。こういった中で連合の集計結果を見ますと、300人未満の中小労組での定昇相当込みの賃上げが3.23%とほぼ30年ぶりの引上げ水準になったというところと、また、右側の表にあります、有機短期労働者、いわゆるパートの方の賃上げが、加重平均で5.01%となっております。この結果、最低賃金近傍で働く仲間にも反映しておく必要があるのではないかと考えております。

続きまして5頁目になります。こちらが最低賃金引き上げによる中小企業の反応というところを記載しております。2023年度の最低賃金金額の改定について引き上げるべきと回答した企業が42.4%でありまして、また、最低賃金の引上げ額が40円となった場合、対応や影響というところで、製品サービスの価格の値上げというものが31.6%の最多となっております。今回の春闘であつたり、最低賃金の引上げによって、企業の人件費

の増加分を価格に転嫁するということが動きとして見受けられまして、こうした人への投資を起点にした好循環のサイクルを回すことで安定的な物価向上、健全な価格決定メカニズムを取り戻す必要があるということをここに記載しております。

6 頁目になります。奈良県内の状況です。人手不足動向ということで、コロナもだいぶ明けたということで、行動制限の緩和に伴いまして人流も戻り、消費マインドが改善したということで、アフターコロナの状況において国内景気が回復傾向にあるという中で、正社員、非正規社員ともに人手不足の状況になっているというのが、近畿の状況ですが、左上の表となっております。特にインバウンド消費の回復などもありまして、観光業、飲食業などで人手不足が顕著になっておりまして、人材確保のためにも、賃上げによる人手不足の解消が急務ではないかなと考えております。

また、国内景気の回復傾向などもありまして、奈良県内の休廃業解散の件数は前年比で改善はしておりますが、企業における代表者の平均年齢が高齢化しておりまして、左下の表なのですが、奈良県におきましても70代以上の割合が68.6%というふうな近畿で最多の水準になっておりまして、後継者不足の問題にも取り組む必要があるということです。しかし、少子高齢化が進む日本において今後労働市場における人材獲得競争は一段と強まる可能性がありまして、奈良県に地域経済発展のために優秀な人材の確保が欠かせない、こういった中小企業を元気にしていくためには特に人材を重要な問題として取り組んでいく必要があることをここに記載しております。

続いて7頁になります。地域間格差についてです。奈良県の県外就業率が27.3%と、昨年よりワンランク下がって全国3位となっておりますが、まだまだ高い水準でありまして、特に大阪への県外就業率が高く、最低賃金額の額差としましても127円あります。左下の表にありますとおり、県外就業率の高い他県と比べましても、額差という部分では奈良が一番大きく、奈良県内の雇用を創出し、地域経済を活性化させるためにも、この労働力流失の改善に向け地域間格差の改善を図る抜本的な取り組みが必要と考えております。また奈良県民が県外で仕事を希望している理由のトップ3の中でも県外の方が勤務条件が良いとアンケート結果が、5割の方がそういった回答をしている結果となっております。目安額でも、現在、差がある中で、この地域間格差の改善という分には積極的に取り組む必要があるのではないかと考えております。

続きまして8頁になります。地域別最低賃金決定の3要素について記載しております。3要素ということで生計費、賃金、通常事業の賃金の支払い能力を定めておりまして、こちらには労働者の生計費ということで記載をしております。労働者の生計費としまして、連合は最低必要生計費を満たす賃金水準としてマーケットバスケット方式で連合リビングウエイジを都道府県ごとに4年に1度のペースで算定をしております。最新の2021年12月改訂の基準におきましては950円から1190円となっております。すべての都道府県で950円以上でなければ、単身世帯でも生活できないという結果となっております。このリビングウエイジは労働者が健康で文化的な最低限度の生活をするために必要な支出

をベースに算定しております、決して華美なものが含まれている内容のものではありません。中段のほうには奈良県の金額を記載しております。時間額は1010円となっております。現在の最低賃金額からは114円不足しているという状況です。自動車の保有の場合につきましては時間額1315円というものです。下のほうの右側に黄色で少し手をつけておりますが、昨年の物価上昇を加味すると時間額で行くと1050円ともなっております、現在の最低賃金からは154円不足している状況になります。また奈良県に関してはひと世帯で1台以上自動車を保有しているという地域事情もあり、この自動車保有で試算する場合の金額水準も意識しておく必要があるというところです。最低賃金を引き上げることにより経済の健全な発展を促すこととなっておりますので、経済の好循環には最低賃金の引上げが必要不可欠であると。誰もが健康で文化的な生活を営むことができる十分なセーフティネット機能を果たすことができるナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであるというところです。

続きまして9頁に労働者の賃金について記載しております。こちらは各種統計資料を加味したうえでの議論というところで、外部労働市場の資料としまして、タウンワークとリクルートの2種類の資料をつけております。そちらに奈良県の平均時給額を記載しております、この民間シンクタンクにおけるパートタイム労働者の募集金額というところで、7月の更新分になりますが、奈良県の平均時給額はタウンワークで1090円、最低の飲食・フード系でも943円、また、リクルートのほうでも1005円、最低額のフードでも973円という金額になっております、これは労働力人口が減少する中で企業の存続発展に向けて、まず人材確保が必要というところで、これくらいの時給額でないとな人が来ないというようなことの表れではないかというふうに考えております。

また、中小企業・小規模事業者の層は賃上げによって人材を確保しなければ事業の存続がままならないということも考えられます。現在の地域別最低賃金額は労働市場の実態からみても著しく低位に置かれているように見えます。その下にも令和4年の賃金構造基本統計調査の金額を記載しておりますが、平均額で1367円となっております。奈良県の最低賃金896円では、2000時間フルで働いても、月額14万9千円程度、年額で179万円程度に過ぎないということで、年収200万円に届かないワーキングプアといわれる層に停滞してしまいますので、最低賃金近傍で働く仲間が健康で文化的な最低限度の生活ができるようにこの募集金額を参考にした最低賃金の引上げを行うべきであると考えております。

続きまして10頁のほうになります。通常事業の賃金の支払い能力について記載しております。こちらに第4表の数字を載せておりますが、こちらの方が29人以下で特定の作業を限定しているということもあり、この引上げ率というところでは対象者が違い、精査な数字ではないということ十分に認識すべき出るということに記載しております。通常事業の支払い能力に関しましては当該業種等において正常な経営を目指していく場合に通常事業に期待することができる賃金経費の負担能力のことでありまして、個々の企業の支

払い能力ではないということです。さらに最低生計費を下回るような低賃金に依存するような事業でようやく成り立っている経営につきましては短期的には雇用を守っているようでありながら、内需を弱体化させる要因でありまして、通常の事業といえないと考えております。最低賃金の引上げにより雇用が持続できないというのは現状の企業経営が前提であり、経済成長するうえで企業経営というものはイノベーションを起こし、発展成長していく必要があります。雇用の維持も含めた企業経営を行うことが通常の事業であると考えます。県内企業の安定・継続のために人材、とりわけ奈良県内に愛着を持つ若者を確保していくことは、私たち奈良県に暮らす者として大切な課題のひとつです。奈良県内の企業の更なる発展と人材の確保、また、担い手不足、労働力不測の歯止めをかけるため、魅力ある最低賃金の水準を求めます。

最後に、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは社会安定のセーフティーネットを促すメッセージとなり得ます。本審議会が魅力ある奈良県最低賃金となることを求めるとともに円満かつ早期の改正決定となるよう真摯で生産性のある金額審議に努めていきたいと考えております。

以上で労働者側の主張とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは、続きまして「奈良経済産業協会」様、お願いいたします。

【松岡委員】

使用者側委員を代表いたしまして、奈良経済産業協会の松岡がご報告させていただきます。

着座にてご報告させていただきます。

令和5年7月25日付で私ども奈良経済産業協会の平越会長より奈良県最低賃金改正決定に係る意見の申し立てということで、意見書を提出させていただきました。基本的な概要としましては奈良県の中小企業を取り巻く概況、また、今年度の金額審議における基本的な考え方についての意見書でございます。時間の関係もございましたので、抜粋しながら一読させていただきます。

「1. 奈良県の中小企業を取り巻く状況」につきましてでございます。

新型コロナウイルス感染拡大による影響により、経済・社会活動は大きく制限・停滞したが、春先以降の経済活動の緩和により、徐々に回復傾向にあると思われまます。ただ、好調な業種・業界がみられる中、労働力不足に悩む企業も急激に増加しているのも事実でございます。深刻な労働力不足により、十分な稼働に至らず、売上回復の見通しが立たない厳しい業況の企業も多いのが実態でございます。

奈良県の中小企業においても、消費者物価の高騰を踏まえ、多くの企業で一定程度の賃上げには理解を示しつつも、企業を取り巻く環境は大変厳しい状況です。

ロシアによるウクライナ侵攻、1ドル140円前後に迫る円安等により、日本経済への影響は長期化し、企業の事業運営コストは大幅に増大し、企業経営に大きな負担となっております。

原材料価格が高騰する中、大手企業と取引する中小企業においては、十分に価格転嫁できない中で、経費負担を強いられている。また原材料の上昇分の転嫁も充分でないとともに、生産に影響する電気代、製品を運ぶガソリン代、人件費上昇などは認めてもらえない状況は変わらず、事業コスト増大は耐えられない領域に及び、危機的な経営状況にあると言えます。更に、価格転嫁ができない中で、逆に毎年定率でのコスト削減要請も常態化していることを直視しないといけないということでございます。

また、政府系金融機関のコロナ融資に関して、約8割の企業でゼロゼロ融資の返済が始まっており、それらの影響もあり、奈良県の令和5年5月の企業倒産件数も前年同月比34.73%増加となっており、今後倒産する企業も更に増加すると予測されます。

企業間物価が前年比プラス4.1%となっており、それにもかかわらず消費者物価は3.3%に止まるのは、つまり中小企業等の中間階層にある企業が自らが負担を背負う形を強いられていることの証左でございます。

さらに、過去最高となる最低賃金の大幅引き上げ、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引上げなど、企業単独ではどうしようもない・避けられない制度改正による負担増により、一段と厳しさを増している状況をしっかりと理解が必要でございます。

特に観光立県の奈良県では、インバウンドを含む観光や関連する飲食、イベント等は徐々に増加傾向にございますが、依然としてコロナ前の数値には戻っていないと共に、人手不足により予約を受けられない状況にあります。

中小零細企業やコロナ禍で大きなダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、仮に今年度、最低賃金が大幅に引上がることがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念されます。

奈良県の状況は、本年4月の奈良県鉱工業指数が、季節調整済指数（生産）で87.0%となり、依然として低い数値となっております。令和2年3月以来37ヶ月連続で80ポイント台が続いており、指数は非常に低い状況で上昇が見られず、経済の低位傾向が続いている。

奈良県鉱工業指数は、全国・近畿を大きく下回っており、全国とは8.5ポイントの差、近畿とは4.6ポイントの差がございました。奈良の87.0ポイント自体が、非常に低位であることから、奈良県が非常に厳しい状況となっていることの証左と言えます。

ちなみに、今年の春季労使交渉におきましては、中小企業も含め、多くの企業が賃金引上げを実施していることは事実であり、当会の調査でも、また、経団連の調査でも、半数以上の回答を得たが、労働需要のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った中小企業が半数

以上存在していることを考慮すべきであります。

ただ経団連及び当会の両調査とも、回答企業数が限られ、規模が比較的大きい企業からの回答であることが見て取れ、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業も多数ございます。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものでございまして、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキルに全く関係なく定めるものでありまして、評価軸が全く異なっていることに十分留意することが必要であると考えております。

また、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されております。奈良県は、同じランクとなる他府県と経済数値の格差は歴然でございまして、より厳しい状況になると思われれます。雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきている企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議を行っていく必要があると考えております。

続きましては「2. 今年度の金額審議における基本的な考え方」についてでございます。

最低賃金制度は、最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する施策であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではございません。

同法第9条には、地域別最低賃金の決定に当たっては、「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定めなければならないと明記されております。

しかしながら、最低賃金は、平成28年度以降、令和2年度を除き、引上げ率3%台の大幅な引上げが続いておりまして、経営実態を十分に考慮していないとの声が多数ございます。

最低賃金は、企業の経営状況のいかんにかかわらず、全ての労働者にあまねく適用されるので、経済の好循環を機能させるためには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提でございます。そのためには、まず中小企業の生産性を高めるための施策を拡大し支援を継続し、将来に向けた安定的かつ応分の事業の利用ができ、経営の安定と賃上げへの意欲を促すことが肝要でございます。

近年、政府方針に配慮した目安審議が求められた結果、公益委員見解として、根拠が必ずしも明確ではない大幅な引上げ目安が提示されてきています。一昨年は、コロナ感染症の影響がまだまだ厳しい中で、最低賃金の過去最高の大幅引上げの決定がなされ、その結果、目安金額決定に対する不信感が多くの経営者から上がっており、昨年度も明確な根拠が示されたとは言えないのではないのでしょうか。

消費者物価指数や賃金上昇率といった生計費、賃金、支払い能力に関する各種指標を見ても、近年の引上げ率に見合う根拠は見当たらず、使用者側として、中小企業の実態や地域経済の実情を踏まえ、納得感のある目安とお根拠を示していただき、審議を進めていくことが必須であると考えております。

今年度の審議においても、各種調査結果や指標、データに基づき、明確な根拠に基づいた目安かをしっかりと検証し、最低賃金法で定められている決定の原則に沿って、慎重の上にな

も慎重に審議を行う必要があると考えております。

2010年（平成22年）6月3日の第4回「雇用戦略対話」において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」について、労使で合意されております。

しかし、この間に「名目3%・実質2%を上回る成長」をほとんど達成されることはなく、この経済環境下で、この合意を無視して議論を進めることはいかがかと考えております。

最近の名目GDPの推移を見ると、2020年はマイナス4.0%、2021年はプラス2.2%、2022年はプラス1.0%だったように、GDPは大きく上昇しておりません。これを踏まえて、政労使の合意が履行されていないという現実を憂慮し、合意のあった前提に基づいた議論が必要であると考えております。

今年度の審議においては、各種調査結果や指標・データに基づき、明確な根拠に基づいた目安かどうかをしっかりと検証し、最低賃金法で定められている決定の原則に沿って、慎重の上にも慎重に審議を行う必要がございます。

使用者側は従前から、各種統計結果等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を示して、先の3要素を総合的に表している。「賃金改定状況調査結果」のとりわけ第4表を重視する旨を主張してきました。今後も第4表を重視した上で、中小企業の実態や地域経済の実情、他の指標も勘案し、納得性のある目安かを第一義に議論し、その根拠等を提示して頂きながら、慎重に議論を進めるべきというスタンスは従前どおりであります。ちなみに、今年度第4表のBランクの賃金上昇率は2.0%となっています。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力を持って適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引下げることができないことを考慮しなければいけません。

更に、原材料費・エネルギー費の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小零細企業の経営状況を、各種資料からの確に読み取り、明確な根拠に基づいた納得感のある調査審議が重要であり、そのためにも、エビデンスたる第4表を重視した審議を求めています。

なお、提示される目安額は、あくまで目安として、最低賃金審議会や専門部会での議論を拘束する性質ではないこと、あくまでも当該地域の経済の実態を踏まえた審議を行うことで、目安額が絶対でないことを確認したいと思っております。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形で、合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引上げは、収益の動向に関係なく、人件費の増大を強いられることになり、特に、最低賃金の影響を受けやすい多くの中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく、人件費の増大が企業経営を圧迫することで、事業の継続自体をも危うくすることとなる。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、我が国経済の再生が遠のくことになりかねないと言えます。

最低賃金の大幅な引上げには、生産性の向上が前提となるべきであるが、政府による各種生産性向上の支援策等は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えない状況で、日本の生産性の低さが改善されていないことから明らかなでございませぬ。

そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無でなく、支援策の効果とともに議論すべきと考えております。

最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用等の状況を鑑み、希望的な観測や予測ではなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考えております。

以上が、今年度の金額審議における使用者側の基本的な見解でございませぬ。以上でございませぬ。

【伊東委員】

ありがとうございました。

最後に「奈良県労働組合連合会」様、お願いします。

【奈良県労働組合連合会代表 ならコープパート労働組合 藤田恵子】

奈良コープパート労組からまいりました藤田と申します。

私は4人家族です。2年前から働きだした長女と、大学生の長男と公務員の主人と私で4人です。私はパートで週14時間働いています。ボランティアもしているので働ける時間は体力的にも今の時間でぎりぎりです。大学生の息子は3年前から大学の近くのアパートでひとり暮らしです。コロナ禍の中での入学でしたのでいろいろ考えた結果、アルバイトはしていません。そして長女は働き始めてから月5万円生活費として家に入れてくれていたのですが、去年の12月に突然転勤になり、その5万円はなくなりました。引越しの手伝いには行ったものの、交通費が想像以上高く、時間もかかるのでそれっきりになってしまい、本当なら2ヶ月に1度くらい様子を見に行きたいのですが、それもできません。長女の一人暮らしが始まった後、節約をしているにもかかわらず、生活費は電気代や食費などの値上がりで思ったほど下がりませぬ。それに加えて2023年度春学期分の大学の授業料が4万円も値上がりしました。目を疑いました。ガソリン代も電車賃も値上がりで、仕事では残業はすると言われ、7月から正規職員が1人減っているのに、それまで忙しかったけれども有給休暇もどうやって取ったらいいかわからない状況です。ボランティアの方も高齢で引退される人、病気で入院される人と人数が少なくなり、娘が時々手伝ってくれて助かっていたのに、それも遠くに引っ越ししてしまったので、時間的、体力的にどんどんきつくなるばかりです。

両親の時代と比べると、だいたい60歳で定年退職をしていましたが、今はそんなことをしていたら生活はできません。65歳にならないと年金はもらえないし、金額も年金だけの

金額では生活できません。住宅ローンも退職金で払い終えるつもりでいますが、予定通りいくのかどうかも不安です。結婚した頃は60歳までは頑張っと思って働こうと思っていたのが、気が付いてみると65歳までは何が何でも働かなあかんことになってしまって、体がもつかどうかも不安です。「普通にまじめに生きてきたのに、特に贅沢した覚えもないのに、どうということやねん」って思っています。子供二人を大学に通わせただけで、まさかこんなにすっからかんになってしまうとは思っていませんでした。テレビのニュースで夏休みに旅行に行く人を見るとむなしくなってしまうようになりました。65歳まで働けたとしても生活は苦しそうです。人生100年時代なんて言われても、幸せに長生きできるのならうれしいけど、ずっと働きづめで毎日しんどい思いをせなあかんのなら「100年もいらんわ」と言いたくなります。正直、もうちょっと楽に生活できると思っていました。両親のところへももっと様子を見に行きたいのですが、電話するのが精一杯の時間が多く、申し訳ないと思っています。電話で話が通じにくい時は、とても心配になります。こんな状態ではどう考えても、健康で文化的な生活とは言えません。

学生の時に学校の先生が教えてくれた健康で文化的な生活はどこへ行ってしまったのでしょうか。この先、日本はどうなってしまうのだろうと不安になります。どちらを向いても不安だらけの世の中です。娘や息子たちの若い世代が明るい希望を持てる社会でないとおかしいと思います。少子化対策を本気で考えるなら、すべての国民が明るい希望を持てる社会にしようとするのが本当ではないでしょうか。自分ひとり生活するのが精いっぱい状態では、結婚して子供を育てようなんていう気にはなれません。今、少子化が問題になっていますけれど、その大元になっているのはなっているのは労働問題だと思います。以上です。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは、傍聴席にお戻りください。

【伊東会長】

皆様、どうもありがとうございました。ただ今、各労使団体の皆様から意見をお聴きしましたが、これら意見につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

(意見、質問がないことを確認)

ご質問がないようですので、みなさんからのご意見は今後の審議の参考にさせていただきます。

以上をもちまして、「関係労使からの意見聴取」は終了といたします。

【伊東会長】

最後になりますが、

議題（４）「その他」

について事務局から何かありますか。また、念のために、次回の審議日程も今一度、説明をお願いいたします。

【箸方室長】

それでは、まず、36頁資料ナンバー7「最低賃金と生活保護との整合性について」をご覧ください。

最低賃金法第9条第3項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定しております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較を説明するためにお付けいたしました。

40、41頁に、令和3年度の生活保護のデータ及び最低賃金のデータによるグラフと、令和3年度の生活保護のデータ及び令和4年度の最低賃金のデータによるグラフが2種類ありますが、いずれも都道府県別に生活保護費と最低賃金額を比較したものでございます。このグラフのとおり、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことをご報告いたします。

【箸方室長】

それでは、次回の審議会の日程をご説明させていただきます。次回の令和5年度 第3回本審は

8月7日 月曜日 15時00分

開始の予定です。

審議内容は、奈良県最低賃金に関しては、

- ・ 奈良県最低賃金専門部会におきまして一定の結論に達しているということでありましたら、「奈良県最低賃金専門部会の審議結果」の報告、
- ・ この審議結果報告を踏まえた審議

等の予定です。

奈良県特定最低賃金に関しては、

- ・ 奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問

等を予定しております。

なお、審議は「公開」審議となります。

では、最後になりますが、前回結論が出ておりませんでした奈良弁護士会の最低賃金法第25条第6項に基づく意見陳述を認めるか否かにつきまして、再度ご議論いただきたいの

ですが、前回の審議において、意見陳述の認否は、審議に有益かどうかで決めるべきであり、当弁護士会がどのような意見陳述をしようとしているのか判断材料がなければ有益な意見か判断できないというご指摘がありましたので、当弁護士会から提出ありました会長声明を皆様にお配りいたしますのでご意見、ご判断をいただければと思います。

【伊東会長】

少し時間を取りますので、読んでいただきまして、後でご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【伊東会長】

よろしいでしょうか。それでは委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

【松岡委員】

使用者委員の松岡でございます。意見を述べさせていただきます。

まず、前回の議論としましては、意見表明をされる団体がまず、「その他関係団体」に該当するかどうかとの議論があったと思います。弁護士様が有識者の団体であるということであるかどうかの明確な判断基準が必要かな、と考えておりまして、それに対する資料等がありましたらということでの形になってくるのかなと思っております。弁護士会様ということでの使用者側からの意見でございます。もし、弁護士会様が「その他関係団体」に該当する場合であったとしても、公益委員の皆様が所属する団体である場合、団体との関連性におきまして、公益委員の公正性、中立性に影響する可能性がございます、その点が懸念されます。公正性、中立性の担保の観点からも慎重に審議すべきでございまして、関係する団体様からの意見表明は避けるべきではないかなと考えております。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは労働者側の方、よろしくお願いいたします。

【松田委員】

労働者側からですが、前回の審議の中で、これまでも弁護士会からの書面での回覧というものがありまして、今回は改めて意見陳述ということでしたので、どういった背景があるのかなというところが気になった部分もありまして、直接、私の方で話をさせていただきに行きました。そういった中で、どういった団体かという部分で、先ほどおっしゃったとおり公益委員が所属している方がおられるというところもあるので、意見陳述することで、それがどう影響するのか、という部分も内容によるのかなと思っております、一番主張したい内容は5番の表記にありますとおり、中小企業の支援に関する部分の内容でした。最低賃金が引

きあがっていく中で、中小企業支援、政府としても後押しをするということでしたが、そこが業務改善助成金の制度であったり、なかなか使いにくさであったり、実効性が薄かったりというところも直面している課題でありまして、そういったところをもう少し審議会の答申として補強するような形で審議の中に入れてほしいという話でしたので、労使ともに中小企業支援というものは進めていくべきであるという方向性は変わらないのかなと思っていきますので、そういう話を伺った段階では、特に発言を認めないというふうには私の方では考えには至らなかったのかなと、いう判断でございます。以上です。

【伊東会長】

ありがとうございました。その他の委員からご意見はございませんでしょうか。

(意見がないことを確認)

今の意見をまとめさせていただきますと、意見陳述の趣旨としては資料にあります5番のところを中心に言いたい、ということであって、中小企業支援を強く求めるということはどこかで示してほしい、ということになるかと思えます。その中で使用者側からもありましたように公益委員としての意見として、それは出していきたいと思っておりますので、そうなりますと立場的に公益委員は中立でなければなりませんので、この場で話しをしてもらうのは内容的に不適切かなというように感じております。また、中小企業支援につきまして先ほどの中央のビデオにもございましたので、その点については中央の方からも意見陳述があると思えますので、そうなりますと特別にここでお話をさせていただくということにはならないのかな、というのが正直なところでございます。

それと委員の皆様の合意が得られておりませんでしたので、本年度は申し訳ないですけれども意見陳述を認めないこととしたいと思えます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了いたします。みなさん、今後も猛暑熱帯夜が続く予報でございます。体調に気を付けていただきまして、くれぐれもご自愛いただきますようよろしくお願いいたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。